

4

週刊時報

(40)

北支事變特號

(四)

外務省情報部

昭和十二年八月三日

日本は、自らの利益を保護する為、其の必要とする
 範囲に於ては、自ら日本に廿八日以前に備へるべき、支那に
 對しては、其の利益を保護する為、其の必要とする範囲に於
 ては、自ら日本に廿八日以前に備へるべき、支那に對しては、
 其の利益を保護する為、其の必要とする範囲に於ては、自ら
 日本に廿八日以前に備へるべき、支那に對しては、其の利益
 を保護する為、其の必要とする範囲に於ては、自ら日本に廿
 八日以前に備へるべき、支那に對しては、其の利益を保護す
 る為、其の必要とする範囲に於ては、自ら日本に廿八日以前
 に備へるべき、支那に對しては、其の利益を保護する為、其
 の必要とする範囲に於ては、自ら日本に廿八日以前に備へる
 べき、支那に對しては、其の利益を保護する為、其の必要と
 する範囲に於ては、自ら日本に廿八日以前に備へるべき、支
 那に對しては、其の利益を保護する為、其の必要とする範囲
 に於ては、自ら日本に廿八日以前に備へるべき、支那に對し
 ては、其の利益を保護する為、其の必要とする範囲に於ては、

北平大使館聲明（七月二十八日）

一頁

事變ト各國政府

(A) 英國

「イーデン」外相答辯（七月二十七日、二十八日）

二頁

(B) 米國

米國政府ノ希望（駐日、駐支南大使ヨリ開陳）

六頁

(C) 獨逸

獨逸ハ嚴正中立（在米獨逸大使聲明）

七頁

(D) 海峽植民地

新嘉坡當局嚴達

九頁

各國新聞論調

(1) 支那紙

一一頁

(イ) 上海

(ロ) 南京

(2) 英國紙

一三頁

(3) 米國紙

一四頁

- (4) 佛國紙
- (5) 瑞西紙
- (6) 芬蘭紙
- (7) 伯國紙
- (8) 比島紙

米國側中立法發動問題

- (1) 「ピットマン」委員長聲明（七月二十九日）
- (2) 米國新聞論調

華北ト支那各地狀勢

- (1) 南京ニ於ケル抗日狀況
- (2) 南京政府情報司長談
- (3) 米國憲兵支那兵ニ射撃サル
- (4) 沈青島市長ノ談話
- (5) 下村司令官ノ「ステートメント」

一五頁
一六頁
一九頁
一九頁
二〇頁
二二頁

三〇頁
三一頁
三二頁
三二頁
三三頁

支那

- (1) 英支鐵道借款成立(米紙)
- (2) 妨害國幣懲治暫行條例公布
- (3) 俞鴻鈞上海市長ニ就任
- (4) 陳海軍部長歸國(英京ヨリ飛來)
- (5) 廣東市ニ於ケル「コレラ」病ノ狀態

蘇聯邦

- (1) 極東間諜大量銃殺
- (2) 佛紙ノ清黨工作評
- (3) 選舉法改正要點
- (4) 英、蘇海軍協定
- (5) 蘇、土、益、親善
- (6) 瑞典外相ノ莫斯科公式訪問
- (7) 獨逸元首ノ月並的希望
- (8) 小協商諸國ノ動向ニ不安

三五頁
三五頁
三六頁
三六頁
三七頁
三八頁
三九頁
四四頁
四六頁
四七頁
五〇頁
五〇頁
五一頁

(9) 武装越境者ヲ射殺

五二頁

(10) 北極經田訪米飛行續行

五三頁

(11) 駐日全權代表

五四頁

米 國

(1) 英米關係ノ今後(米紙)

五五頁

(2) 米・蘇通商協定更新交渉

五五頁

(3) 六補助艦建造案兩院通過

五六頁

(4) 新戦艦備砲十六吋

五六頁

北平大使館聲明（七月二十八日）

七月二十八日午前、左記趣旨ノ英文聲明書ハ在北平日本大使館ヨリ
同地各大公使館及外國通信員ニ送付サレタ。

「事態ヲ平和的解決ニ導カントセル我方最善ノ努力ニ拘ラス、支
那側ハ屢次ノ不法行爲就中廊坊及廣安門事件ニ依リ遂ニ我方カ自
衛上必要ナル行動ヲ執ルノ已ムヲ得サルニ至レルハ極メテ遺憾ナ
リ。然レトモ我方ハ戰禍ノ北平ニ及ハサランコトヲ希望スルモノ
ニシテ、支那側挑戰行爲ニ依リ、城内ニ於テ行動スルノ已ムヲ得
サル場合ニ至ルコトアルモ、一般非戰鬥員ニ損害ヲ及ホササル爲
總ユル手段ヲ講スヘシ」

尙北平英國大使館ハ外國通信員ニ對シ、事變ニ關シ日本側トノ聯絡
極メテ良好ヲ、日本側ニ於テ外國人ニ危害ノ及フ惧アル市内戰鬪ヲ
阻止スルノ措置ヲ講シタルヲ多トスル旨ヲ述ヘタトイフ。

へ申入方訓令シタ。

右トハ別ニ、和平解決達成方ニ對スル英國政府ノ關心ヲ日支双方ニ通達シテ置イタカ、米佛政府モ同様ノ措置ニ出タモノト了解スル。

一方英國政府ハ、絶エス他ノ政府、殊ニ米國政府ト聯絡ヲ保チツツアル。

ト述ヘ、右ハ蘇聯ヲ含ムヤトノ間ニ對シ、米國政府以外數國政府ニ通報ヲ爲シツツアリト答ヘタ。

ロ、又翌廿八日下院ニ於テ、同外相ハ左ノ如ク述ヘタ。

最近數日ニ亘リ日支間ニ衝突アリ、日本ハ、七月十九日成立セリト稱セララルル協定條項、就中、支那軍移動ニ關シ支那側ヲ以テ遷延的トナス。北平ノ地方的情勢ニ關シ在日英國代理大使ニ對シ右地域内戦闘回避ニ付申入方訓令シタカ、斯ル戦闘カアツタトノ報ハナイ。英、米及爾餘政府ハ終局的解決ノ爲全力ヲ盡ステアラウ。

更ニ今次紛争聯盟ニ附議方ニ關シ、事態ハ明カニ「シーリアス」³

ナルモ目下ノ處本件ニ「イニシアチヴ」ヲ取ルノ意ナク、他方日
米ノ最重要國カ聯盟國ニアラサルヲ記憶セネハナラヌ、ト述ヘタ
ハ、七月廿九日下院ニ於ケル「イーデン」外相答辯要旨左ノ如ク。

一、廿八日中砲撃及空襲ヲ伴ヘル戦鬪北平附近ニ行ハレ、日本飛行
機一機屢々市上空ニ現ハレ、掃射ヲ散布、同市ニ於ケル支那兵以
外ノ死傷ハ今日迄ノ處支那兵對英ニ依ル不國水兵負傷事件ノミ
ニ在日英國大使申入ノ結果、日本政府及現砲軍軍當局ハ、在北平
英人ノ安全ニ關シ特定保障ヲ與ヘタリト了済ス。尙同代理大使
ハ、事感ハ「ソーリアス」ニテ「グレイヴ・デインジャー」ヲ
含ム點頭語セリ。英國ハ引續キ米其他諸國政府ト密ニ緊密ナル
接觸ヲ行ス。

三、本事件ニ關シ支那ハ聯盟ニ提訴セリヤ「トノ質問ニ對シ」何
國モ本件ゆゑニ附託方要請セルコトナシ（英佛共斯ル措置ノ機
熟セリト「サジエスト」セルコトナシ）。他方德東ノ特殊事情
及日米ノ非難並ニ遠慮タルニ鑑ミ、英國ハ目下本件ニ「イニシヤテ
ヴ」ヲ執ル意圖ナシ。（規約第十七條ヲ指稱スルモノアリタル

ニ對シ) 余ハ之ヲ承認スルモ右ハ主ニ非聯盟國ノ協力ニ依存スヘシ。

四 不戰條約乃至九國條約締約國會合召集方ニ代ルヘキ案ヲ考慮セセリヤ、トノ質問ニ對シ、然リ是等一切ノ事項ニ付考慮ヲ加ヘタリ。

五 「英國政府ハ、支那諸省ヲ南京政府ノ主權下ヨリ引離サントスル此ノ上ノ企圖ニ是認シ難キ旨、外相ハ日本政府ニ對シテ聲明シタリヤ」トノ問ニ對シ) 累次ノ答辯其他ニ依リ明カナル如ク吾人ハ事感ヲ極メテ遺憾トス。吾人ハ極東關係一般ノ改善ヲ待望シツツアリシ際トテ、殊ニ然リトナス。但シ現狀繼續中ハ右改善ハ存シ得サルヘシ。

ニ、英國議會ハ七月三十日ヲ以テ夏休ヲ爲十月二十一日迄休會トナツタカ其ノ際外交討議ニ於テ労働黨首ハ、北支事變自體ヲ世界カ坐視スルニ於テハ今後此ノ種事件ヲ誘發シ、獨伊其ノ他諸國ニ於ケル侵略主義者ニ對スル獎勵トナラウト述ヘ、「イーデン」外相ハ之ニ對シ大體七月廿九日答辯ノ趣旨ヲ繰返シ左ノ如ク答ヘタ。

平和的協調ハ極東諸國ヲ利スヘク、目下ノ事感ノ措置トシテハ政府ハ今後共米弗ト密接ナル聯絡ヲ執ルヘク、英國ハ國際間ノ

平和ト協調増進ノ爲、單一國トシテ出來得ル一切ヲ盡スヘシ。
(B)米國

○米國政府ノ希望（駐日、駐支兩大使ヨリ開陳）

七月二十七日「ハル」國務長官ハ、在日及在支兩米國大使ニ對シ、任國外務大臣ニ北支ノ敵對行爲回避ニ關スル米國ノ希望開陳方ヲ訓令セル旨國務省ヨリ發表カアツタ。

新聞ニ依レハ、右ニ關聯シ、該訓令ハ米國ノ傳統方針ニ基キ、他國ト關係ナク單獨ニ爲サレタモノテ、危險地帯ニ多數米國人カ居住シ居ル事實ハ、從來爲サレタル平和維持ノ希望以外ニ本訓令ヲ發スルニ充分ナル理由アルコトヲ同省側ハ強調シタトイフ。尙各紙ヲ綜合スルニ、同日長官ハ新聞記者會見ニ於テ記者ノ質問ニ答ヘ、
(一)日支兩國ニ對スル米國政府累次ノ平和維持ニ關スル希望ハ、九國條約及不戰條約ニ觸レ居ラス。

(二)米國政府ハ、未タ日支兩國政府ト本件條約ヲ討議スルニ足ル丈ケノ日支兩國ノ終局目的ニ關スル情報ヲ持合セ居ラス。
ト述ヘ又

（三）調停ハ兩當事國ノ同意ヲ要スル。
トテ、兩國ノ希望ナクハ之ヲ爲ス意ナキコトヲ示シ、
（四）一時局ニ對スル具體的對策及特殊事項ニ觸ルルコトヲ避ケツツ、
米國當局ハ、賢明ト認メラルル範圍内ニ於テ時局安定ニ對スル凡
ユル努力ヲ爲シツツアルコト
等ヲ語ツタ趣テアル。

（三）調停ハ兩當事國ノ同意ヲ要スル。
トテ、兩國ノ希望ナクハ之ヲ爲ス意ナキコトヲ示シ、
（四）一時局ニ對スル具體的對策及特殊事項ニ觸ルルコトヲ避ケツツ、
米國當局ハ、賢明ト認メラルル範圍内ニ於テ時局安定ニ對スル凡
ユル努力ヲ爲シツツアルコト
等ヲ語ツタ趣テアル。

（C）獨逸

○獨逸ハ嚴正中立（在米獨逸大使聲明）

在米「デイークホフ」獨逸大使ハ七月二十二日「ハル」國務卿ヲ往
訪、獨逸政府ハ日支紛争ニ對シ嚴正中立ノ態度ヲ執リ、米國同様、
事件ノ即時解決ヲ希望スルモノテアル、ト聲明セル旨七月二十二日
華府發D。N。B電報トシテ伯林ニ於テ發表サレタ。
尙七月二十三日半官外交通信ハ左ノ如ク論シタ。

最近日支紛争緩和ノ兆ヲ認メ、兩國當事者間ノ折衝ニ依リ兩國ニ

取り耐へ得ル解決ニ達スルコトヲ期待ストナシ、獨逸ハ北支ニ於テ何等政治的意圖ナキモ、經濟的ニハ多大ノ利害關係ヲ有シ、日支間ノ紛争ニ依リ大ナル影響ヲ蒙ルヘキカ故ニ、東亞ニ於テモ政治的平和ニ依リ、經濟的復興及國際間通商ノ保障セラレンコトヲ希望スルモノテ、是レ在米「デークホーフ」大使カ米國政府ニ言明シ、以テ世界ニ表明シタ獨逸政府ノ態度テアルト爲シ、然ルニモ拘ラス佛國側放送ニ依リ獨伊兩國カ恰モ極東（局面）ノ惡化ヲ希望シ、且支那ニ特殊ノ利害ヲ有スル英國ノ苦境ヲ利用シ、西國事件ニ於テ漁夫ノ利ヲ占メントスルモノト宣傳スルハ苦々シイコトテ、右宣傳ノ根據トシテ、日支紛争トハ全然沒交渉ナル日獨防共協定ヲ引合トスルハ、獨逸ノ政治的意圖及利害ヲ國際輿論ニ對シ中傷セントスル常套手段ニ過キス、共產主義新聞カ日支關係ノ惡化ヲ書立ツルハ毫モ專態ノ緩和ヲ希望スルモノテナクシテ、却テ一方ヲ煽動シ、自然事態ヲ硬化セシムルニ過キヌ。獨逸ハ他ノ平和ヲ愛好スル列強ト共ニ、日支間ノ緩和カ東亞ニ於ケル眞實ノ平和解決ニ至ルヘキヲ欲スル。蓋シ世界ノ一部ニ於ケル紛争禍亂

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

ヲ以テ、他ノ部分ノ利益ト目スルノ見解ヲ執ルハ、最モ唾棄スヘキコトナルカ故テアル。

(D) 海峡植民地

新嘉坡當局駁達

最近在新嘉坡支那人無賴漢ノ日本人ニ對スルニ、三暴行行爲アリ、且支那人ハ赤十字費用ノ名義テ義捐金募集ヲ企テタ處七月二十三日海峡植民地政府ハ大要左ノ「コムミュニケ」ヲ發表シタ。

- 一、假令北支ニ戦争勃發スルトスルモ、在住日支兩國人ハ當領ノ平和ヲ害スルカ如キ行動ニ出ツルヲ禁ス。
- 二、當領政府ハ完全ニ公平ナル態度ヲ取ルヘク、平和ヲ害スルカ如キ行動ニ出ツル者ニ付テハ嚴重ナル權力ノ行使ヲ行フ。
- 三、日支兩國人經營ノ新聞ハ論説及記事掲載ニ充分ノ注意ヲ拂ハレ度シ。

四、軍事的目的ノ爲ニスル日支兩國人ノ義捐金ノ募集及本國送金ハ之ヲ許サス。

右措置ハ英字新聞ニハ言及サレテナイカ、實際上ノ效果アルヘク、一般新聞モ先ツ之ヲ適切ノ措置ナリト評シテ居ル。

各國新聞論調

(1) 支那紙

(1) 上海

七月二十八日ノ漢字紙ハ、「和平ノ手段ハ盡セリ」トノ外交部聲明並ニ現地ニ於テ宋哲元カ香月通牒ヲ拒絶シ、一切ノ談判ハ停頓シタト報スルト共ニ、和平ハ絶望トナツタト大書シ、論説モ大體全面的衝突ハ不可避トシテ居ルカ、英字紙モ同様、南京調ノ絶望的空氣ヲ傳フルト共ニ、東京中央軍部ノ硬化（總領談）ヲ重視シ居ル處、「ノース・チャイナ。デリー。ニユース」ハ、保定ノ中央軍ハ長辛店ニ向ヒ移動ヲ開始セル旨報シタ外、論説ヲ掲ケテ居ナイ。

(2) 南京

七月二十九日ノ漢字紙ハ重要論一面ニ亘リ北方ノ戦況ヲ載セ、北平郊外近郊ニ激戦カアツタ、二十九軍ハ豐臺（停車場ハ午後放棄ス）耶坊、湯村等ヲ回復シタ、日本飛行機北平近郊ヲ爆撃ス天津ニ於テノ

モ戦争發生シ東、總兩停車場ヲ收復シタ、塘沽ノ日本軍艦モ發砲ス
沙河ノ石友三保安隊敵ニ寢返リ北平ノ形勢突如變化シ、宋哲元、秦
德純、馮治安等二十八日夜十一時離平保定へ向ツタ等報シタ、中央
日報ハ

日本軍ノ挑戦及我領土主權ノ無視ハ遂ニ應戦ノ已ムナキニ至ラシ
メタ、我等ハ今ニ於テモ戦ヲ求ムルニアラスシテ自衛ノ爲戦フモ
ノテアル、戦端一度開カレナハ容易ニ中止シ得ルモノテナイ、特
ニ今日ノ戦争ハ昔ト異リ、全國總動員ヲ要シ全國ノ人力物力ヲ之
ニ集中セネハナラヌ、國民ハ其ノ勝負ニ一喜一憂スルコトナク勝
チテ奢ラス負ケテ氣落ちセス、最後迄沈着ニ應戦セネハナラヌ、
支那ハ非侵略國家ナルヲ以テ士氣民氣共ニ大イニ奮ヒ居ル處若シ
國民一致シテ領袖領導ノ下ニ民族國家ノ爲ニ犠牲ノ決心ヲ以テ沈
着ニ應戦セハ最後ノ勝利ハ我方ノモノテアル云々ト

ト論シタカ新京日報及朝報モ殆ト同趣旨ノ論評ヲ掲ケタ。

尙首都各界抗敵後援會ハ二十八日執行委員會同會各部正副主任連席
會議ヲ開キ(一)中央及蔣介石ニ對シ應戦ノ爲速ニ全國總動員ノ施行ヲ
12

電請スルコト(二)宋哲元及諸將士激勸打電(三)全團一致宋哲元ノ通電
ニ贊同方ヲ各界ニ通電發出等ヲ決議シタ趣テアル。

(3) 英電紙

△「タイムズ」(七月二十四日)

現地解決受諾ヲ以テ危機終止氣配増大ノ爲、財界方面ハ更ニ安定
シタ。惟南京ハ右約定ヲ容認セス、屢次宣言ノ次第モアリ、之カ
不承認ヲ論議ナクセラルルモ、一般ハ結局ノ感南京政府ハ之ヲ既
成事トシテ承認スルノテハナイカ。(上海特電)

△「モーニング・ポスト」(七月二十四日)

三十七師ハ七月廿二日來撤退中ナルモ、之ニ代ル百三十二師ハ同
師ト同シク反日氣分ヲ有シ居ルニ付、蔣ノ特種聲明變更ノ結果ヲ
來スモノナツイ。(北平特電)

尙ホ「ロイテル」通信南京電報ハ左ノ如ク報シタ。

中央政府ハ宋哲元ヨリ現地解決内容ノ通報ヲ受ケス、右ニ酬スル決

定ハ勿論批評ヲ差控ヘラルルモ、一般ニ官邊ハ之ヲ受諾シ得ヘカラ
ストシタ。中央政府トシテハ靜觀以テ其ノ部隊ヲ一ノ場合ニ對シ
用意セシムルノ外ナシ。

(3) 米國紙

△華府「ポスト」(七月二十六日) (南京政府一戰ノ外ナシ)
北支ノ日支間危機ハ緩和ノ形トモ見エルカ、表面タケテハ判ラナ
イ。卒直ヲ嫌ヒ「チグザグ」ヲ變スルノハ支那人ノ特性テアル。
南京政府ノ退却ト見エルコトモ、實ハ弱イ者對メノ日本ニ對抗ス
ヘク、兵力集中ノ爲待機シツツアルノカモ知レヌ。所謂日本ノ要
求條項カ實行サレル時、日本ハ問題ナク河北及察哈爾ノ主人公ト
ナルヘク、南京政府力之ヲ妨ケヨウトスルハ敢テ慮クニ足ラヌ。
今ヤ南京政府ハ北支ノ主權ヲ失フカ將又勝算ナキ戰爭ヲ爲スカニ
者其ノ一ヲ選ハネハナラヌ破目ニ直面シタ。結局降服スルカモ知
レヌケレト、同政府カ全然抵抗ヲセス、又北支カ第二ノ滿洲國化

スルコトニ對シ防止手段ヲ講セスニ、無條件ニ降復スルトハ考ヘ
ラレヌ。宋哲元ノ降服ヲ得フル日本國ノ報告ニ隨テ倭シテ南京政
府參謀次長熊斌ノ北上、及其ノ北平一帯ニ於ケル各首領ノ士氣引
立テ工作カ薄ヘラレテ居ル。日支ノ危機ハ未タ去ツテ居ラヌ。

(佛國紙)

△「タン」(三十日)

蔣介石ノ宣言ハ其ノ強カリハ國民ノ手前丈ケテ、河モ日支妥協ノ
道ヲ顯スモノテナイ。日本ノ目的ハ北支五省ノ經濟的戰略的統制
テアルカ、今度ハ此ノ全部ノ實施ヲ企テルヤウナコトハアルマイ
△「エポーク」(三十日) (蔣介石ノ宣言ノ意味ニ付「タン」紙ト
同様)

△「ジュナール」(三十日)

近頃問題トナツタ英支接近説ノ主ナル原因ノ一ハ極東情勢ニアル

(5) 端西紙

△「ジュルナル・ド・ジユネーヴ」(七月二十二日) (日支對立)
事件發生以來日本軍ト冀察政權トノ間ニ殘度カ現地協定ノ成立ヲ
見タカ、常ニ支那側ノ不誠意ニ依リ戰鬪ノ再開トナツタ。南京政
府ハ本事件ヲ利用シ、華北ニ勢力ヲ伸張セントシツツアルハ明カ
テ、東京電報ニ依レハ、北平附近ニ於ケル支那軍ハ既ニ二十萬ニ
達スルト言フ。右支那側冒險直接ノ動機ハ、北支ニ對スル南京政
權ノ再建ニアルモ、其ノ真ノ動機ハ日本ノ内政的困難カ支那ヲシ
テ時勢乘スヘシト信センメタル結ニアル。素ヨリ東京ハ斯ノ如キ
權利ノ弛棄ヲ受諾シ得ス、日本カ蘇滿ニ對シ自由ナル立場ヲ取ラ
ント欲セハ支那側ノ讓歩ハ日本ニ取リ絶對ニ必要ナル。事變ノ
重大性ハ南京モ東京モ拔差ナラサル立場ニアルコトテ、日本カ軍
隊ノ力ニ依リ爲シ得ヘキ協定ヲ、支那要路ヲシテ安諾セシムル唯
一ノ方法ハ、先ツ軍事的努力ヲ試ミルコトナリト信シテ居ルラシ
イ。

ヲ要求セル際、何應歟ハ、事件ノ急迫ハ日本軍ノ北支出動ニ依リ
生シタモノテ、支那ハ正當防衛ノ外何等挑戦行爲ニ出テス、且支
那軍ハ總テ國民軍ニテ中央地方ノ區別ナク之ヲ何處ニ配置スルカ
ハ支那ノ自由テアルト爲シ、若シ日本ニシテ増兵ヲ撤退セハ、支
那側カ同様ノ行爲ニ出ツルコトモ不可能テナイ、ト答ヘタコト及
（四）王龍憲ハ日高參事官ニ對シ、兩軍ノ同時撤退問題ノ外交的解決
ニ關スル支那側提案ヲ繰返シ、双方共事件ノ擴大ヲ欲セスト宣言
シタ、同時撤兵ハ日本側ニモ受諾セラルヘキテアル。（世界通信
社東京電報）

(6) 芬蘭紙

七月二十二日ノ社會民主黨系新聞ハ、支那共產黨迄カ已ムナクハ一戰ヲ辭セスト竊語セル蔣介石ヲ支持スルニ至ツタノハ驚クヘキモ、支那ハ到底日本ノ敵テナイ、世間ニハ蘇聯カ北極通過航空路ヲ開拓セルハ日本締結燦燦ヲ目標トナスモノモアリ、形勢如何ニ依リ積極的ニ支那ヲ援助スルト觀測スル向アルモ、「クレムリン」ニ遠キ北支問題ノ爲蘇聯カ支那ト協同スヘシトハ思ハレスト見、日本ノ關心ハ寧ロ米英ノ態度ニアルヘシト論シ、同二十一日ノ統一黨系新聞ハ、北支ノ現況ハ和戦ノ間奏曲ト言フヘク、日本カ斷乎支那ヲ叩カサルハ英米及蘇聯ノ態度ヲ考慮シ居ル爲テアラウト論シタ。

(7) 伯國紙

△「ナシオン」(七月二十三日)

日支開戦スルモ獨逸ハ日本ニ加擔セサルヘク、支那側ヲシテ現地解決要求ヲ受諾セシメタノハ日本側ノ成功ト言フヘク、北支ハ漸

米國側中立派發動問題

(1) 「ピットマン」委員長聲明（七月二十九日）

- △「武力闘争」ト「戦争状態」
- △性急ナル行動ヲ慎シム
- △平和的處理絶望ノ曉ニ發動

北支事變ニ對スル中立發勳問題カ政府當局及關係筋ニ於テ問題ト
ナリツツアル次第——ナルカ七月二十九日「ピットマ
ン」上院外交委員長ハ大統領カ何故ニ日支紛争ニ對シ戰爭狀態存在
ノ宣言ヲ躊躇シ居ルヤトノ批評ニ答フル意味ヲ以テ左記聲明ヲ發
表シタ。

中立法ニ付テハ屢誤解セラレ居ルモ、右ハ單ニ米國自身ノ平和及
米國市民ノ生命ノ保護ヲ目的トスルモノナリ。同法ハ大統領ニ對
シ戰爭狀態ノ存在ヲ決定スルノ絶對的權能ヲ賦與ス。現時ニ於テ
諸國政府ハ宣戰布告ヲ爲スコト稀ナルヲ以テ、右裁量權ヲ大統領
ニ與ヘタル次第ナルカ、戰爭狀態ノ存在ヲ決定スルコトハ頗ル困
難ナル問題ニシテ、當該國軍隊間ノ一切ノ武力鬭争必スシモ戰爭
狀態ヲ構成スル譯ニアラス。大統領ハ、支那ニ於ケル鬭争區域内
ニアル米國市民ノ生命財產保護ノ爲努力シツツアリ。現在迄ノ處
其ノ努力ハ酬ヒラレ、又同時ニ日支兩國トノ友好關係ヲモ維持シ
居レリ。即チ大統領ハ其ノ享有スル一切ノ權能ヲ利用シテ斯ル戰
鬭行爲ノ終止ニ努メツツアルモ、之等平和的努力ハ、何レノ國ニ

管ルモ性急ナル行動ニ作リ急サルヘキモノニアラス。抑ル性急ナル行動ハ、現在米國政府ノ續ケツツアル勢力ヲ水泡ニ踏セシメ、米國市民ノ生命ヲ危歟ニ曝スモノナリ。右シモ大統領カ百支同ニ戰爭狀態存在スル旨布告スルトセハ、大統領ハ兩國政府ニ對シ中立派各條項ヲ發見セシムルノ義務ヲ有スヘシ。又若シモ石布告後同モノナク休戰ノ布告アリトセハ、戰爭狀態存在ニ歸スル右ノ經緯布告ハ米國中立法規定ニ照シ談議ナリシコトトナルヘシ。右中立派力變動適用セラルル際ヨリ、支那ニ於ケル戰爭行為終熄ノ爲大統領ノ有スル「インフリュエンス」ハ消滅シ、米國市民保護ニ歸スル其ノ機能ハ阻害セラルヘシ。前記ノ武力闘争力依然擴大シテ、明ラカニ平和的解決ノ望ナキニ至リテコソ、大統領ハ中立派ニ基キテ行動スルニ至ルヘシ。云々

(2) 米國新聞論

目下ノ情勢テハ發動不可

尙書新聞ハ石聲明、米國中立派カ合衆國ノ安全ヲ増進スルコトヲ目的トスルモノテ、交戦中ノ行動ヲ援助又ハ妨害スルコトヲ目的トスルモノニアサル次第ヲ表示セントシタモノナルコト、「ピットマン」委員長ハ、上院ニ於ケル本聲明討論ニ際シ、「ルーズヴェルト」大統領カ本件ニ關シ目録シ居ルハ、中立法發動ニ依テ誘發セラルヘキ實際的紛糾以外ニモ種々ノ理由アルニ由ルモノタトノ印象ヲ與フル如キ説明ヲ爲セル外、若シ米國政府カ日支間ニ戰爭狀態ノ存在ヲ宣言スル場合ハ、日本ニ對シテ宣戰ノ布告ナクシテ亞那海港封鎖ノ口實ヲ與フルコトトナラウト述ヘタコト、及議院ハ其ノ場合、米國以外ノ列國ノ、極東ニ對スル進商其ノ他ノ關係ニ及ホスヘキ影響ニ付テモ責任ヲ負フコトトナラウトノ意見ヲ述ヘタルコト等ヲ報シタ。

△「ニューヨーク・タイムズ」(七月三十一日)「米國ノ外交政策」

今度ノ北支事變ハ、融通ノ利カナイ中立法ニ現ハレタ米國外交政

銀ノ缺陷ヲ明カニシタ、最近米國ノ對日支輸出品ノ主ナモノハ棉
化、屑鐵、機械類等テ、是等ハ理論上軍需品ニ指定サレ得ルモノ
タカ、之カ「現金取引、自國船輸送」條項ノ下ニ置カレタナラハ
強大ナ海軍力ト「ドル」爲替ヲ多ク所有スル日本ニ有利ニ働クコ
トハ明カタ。元來中立法ハ米國自身ノ國家的利益ノ爲制定サレタ
モノテ、他國ニトシテ影響ヲ及ホスカヲ顧ミナイ性質ノモノタカ、
今度ノ場合ハ少シク學前ヲ異ニスル。即チ「ピットマン」上院外
交委員長モ聲明シテ盾ル條ニ本法ヲ適用スレハ、大統領力日支兩
國ヲシテ敵對行爲ヲ中止スル様要請スル場合其ノ影響力ヲ弱メ、
却テ米國居留民保護力出來ナクナル。誤言スレハ、米國ノ利益ヲ
保護スル爲ニ制定サレタ中立法ノ變動ニ依テ、却テ米國ノ利益ヲ
ヨリ大ナル危險ニ曝スコトニナル譯テ、目下ノ情勢テハ之ヲ變動
スルコトハ出來ナイ。尙「ピットマン」氏ハ述ヘテ盾ル力、本
法ノ趣旨ハ成ルヘク國際問題カラ米國ヲ孤立サセ條ト言フノタカ
ラ、米國ノ傳統的極東政策タル支那領土主權ノ保持及門戶開放政
策ヲ妨ケ、延イテ世界強國トシテノ地位ヲ弱メルモノタ、

△「ウオール。ストリート。ジャーナル」(七月三十日) (「米國ノ對遠東利益」)

現在モ實ハ戰爭狀態ハ存在スルト思ハレルカ、此ノ上用京政府カ北上スレハ、米國政府ハ中立法適用ノ障礙ナキニ至ル。若シ中立法カ適用サレレハ、米國ノ對日支貿易關係ハ惡影響ヲ受ケル譯タカ、幸ヒ米國ノ對日輸出ハ對支輸出ヨリモ大キク、且海軍力モ強大ナ日本ハ、軍需品以外ノ原料品ヲ不國カラ購入出來ル故、對日貿易ハ對支貿易ヨリ其ノ影響カ少ナイ。然シ大局カラ見テ、中立法カラ受ケル損害ハ渺カラス、且戰爭カ水引ケハ、中立法上日本ハ米國國內ニ金融ヲ仰キ得サルニ至ルカラ、對日輸出額ニ棉花輸出ハ減少シ、米國産桑ノ一部ニ大影響ヲ與ヘヨウ。

△「ジャーナル。オヴ。コマース」(七月三十日) (「中立法ノ試鍊」)

北支ニ於ケル日支兩軍ノ衝突カ擴大スレハ、不國大統領ハ中立法ニ基キ戰鬪狀態ノ存在ヲ宣言スルカ否カラ決セネハナラヌ。中立法カ適用サレル場合ニハ、政治的ニモ經濟的ニモ米國ヲ困難ナ立

場ニ直ク可能性カアル。經濟上カラハ本國ト日支兩國トノ貿易ニ與フル影響ハ相當甚大テ、米國ノ對日輸出品ハ機械類、屑鐵、飛行機及其ノ部分品カ相當大部分ヲ占メテ居リ、之等ハ中立法上車需品ト指定サレルヘキモノテアリ、輸出ノ中心ヲナス棉化モ學ニヨルト車需品ト目サレルカモ知レヌ。今度ノ事變ノ埋非ハヨク判ラヌカ、紗クトモ支那ノ領土テ衝突シテ居ル處カラ大体日本側ニ分力悪ク、最近ノ鐵道借款、金銀交換協定ノ成立ニ依シテモ不支關係ハ頗ル親密テアル。更ニ米歐ノ傳祝的ナ支那領土主權尊重主義ニ鑑ミ、中立法ヲ適用シテ支那ヲ不利ナラシムルコトハ上述ノ米國ノ政治的地位ト矛盾スル譯テアル。中立法ハ其ノ立法。動機カ高尚ナルニモ拘ラス、米國外交政策ノ中心トナルニハ其ノ實施カ政治的、經濟的ニ困難ナルヲ今度ノ事變カ實證シテ居ル。

△備考

一、大統領ハ、北支時局ノ發展殊ニ事件區域ニ於ケル米國居留民ノ安全及中立法トノ關係ニ付多大ノ關心ヲ持チ、絶エス關係方面ヨリノ情報ヲ攝取スルト共ニ、國務省首腦者及「デーヴィス」大使等

爭變ト支那各地狀勢

(1) 南京ニ於ケル抗日狀況

其ノ後南京ニ於ケル抗日運動狀況
守土抗敵後援會ハ中央黨部ヲ中心トシ前線將士ニ對スル激勸慰問電
報、蔣介石聲明維護通電發、寄附金及慰問品ノ募集ニ當ツテ居ル。
全救的抗日運動ノ中心ハ寧ロ中央黨部ニアリ、同部ニ於テハ新聞雜
誌其ノ他ノ出版物、「レコード」、「ラヂオ」等總ユルモノヲ通シ
テ一般民衆ノ抗敵精神鼓舞ニ全力ヲ擧ケテ居ル。昨今盧溝橋事件ヲ
主題トスル小冊子、青年行進曲、抗敵行進曲、義勇軍行進曲等ノ抗
日「レコード」市中ニ發賣セラレ又「ラヂオ」ハ講演、時事解説ヲ
始メ音楽ニモ時局物「プログラム」ヲ増加シ、昨三十一日午後七時
半日本語ヲ以テ支那ハ最後ノ一人トナル迄抵抗スヘント放送セリ。
其ノ他中國戲劇學會ハ「漢奸ノ子孫」「審視」「我等ノ故郷」等ノ
猛烈ニ敵愾心ヲ唆ル抗日劇ヲ上演、南京婦人會ハ七月二十八日「全

世界ノ婦女ニ告ク「ト越スル日本ノ對支侵略日本軍ノ暴狀ヲ述ヘタ
「パンフレット」ヲ發送シタ。
要スルニ南京ニ於ケル排日風潮ハ未タ示威游行、排日「ポスター」
等ノ形ニ於テ表面化スルニハ至ラサルモ中央黨部等ノ指導ニ依ル一
般民衆ノ抗敵風潮ハ漸次潜行的ニ彌漫、深刻化シツツアリト認メラ
ル。

(2) 南京政府情報司長談

情報司長李廸俊ハ七月二十八日夜外人記者ニ對シ左ノ如ク語ツタ。
北支ノ大勝ニ民衆カ盛大ナ慶祝ヲナスノハ理由アル所タ。支那軍カ
大勝ヲ博シタノハ支那軍ノ勇猛ナルニモ依ルカ、日本軍カ支那軍ノ
戦鬪力ヲ見盡ツタ結果タ。支那軍ハ日本軍ノ爆撃ヲ避ケル爲二十八
日午前南苑カラ一旦撤退シタカ、午後ニ至リ再ヒ北平城内ノ兵營モ
今ヤ支那軍ノ手中ニアル。日本トノ國交斷絶スヘントノ報ハ時期尙
早ニ過キル。問題ハ今後日本政府ノ態度如何ニカカツテ居ル。支那
トシテモ斯ル根本的手段ハ絶對必要トナルニアラサレハ取ラヌ方針
タ。

(3) 米國憲兵支那兵ニ射撃サル

七月二十八日午前八時半北平王府井大街（公使館區域ノ北）ニ於テ
巡邏中ノ米國騎兵憲兵二名支那兵ノ機關銃射撃ヲ受ケ負傷シタ

(4) 沈青島市長ノ談話

支那新聞ニ依レハ、青島市長沈鴻烈ハ七月二十四日當地支那側官民
有力者ヲ招集シ左ノ談話ヲ發表シタ趣テアル。

蘆溝橋事變ニ關シ中央政府ハ不擴大主義ヲ取り平和ヲ希望シテ居
リ、又市政府トシテハ、青島カ内外民雜居シ建設事業略備ハリ居
ルニ付其ノ繁榮保持ニ專念シ、治安秩序ノ維持ニ努力スル、依テ
市民ハ安シテ業務ニ從事セラレ度ク、謠言ヲ信シ或ハ不軌ノ行動
ヲナスカ如キコトカアツテハナラヌ。在留外國人ノ保護ニ付テハ
一層注意ヲ加ヘ、以テ此ノ優美繁華都市ヲ永久的平和境タラシメ
度キニ付、各方面人士ノ協力ヲ切望スル云々。

(5) 下村司令官ノ「ステートメント」

下村第十戰隊司令官ハ七月二十四日青島邦字新聞紙上ニ、支那ハ明治維新前後ニ於ケル日本ノ對外關係ノ歴史ヲ手本トシテ抗日救國ヲ親日救國ニ轉換スレハ、支那自體ノ更生、東洋民族ノ發展ヲ期シ得ラルル旨、並ニ青島ハ日支官憲當局ノ努力ニ依リ當分擾亂ノ惧ナク、自分ハ北支警備指揮官トシテ出來得ル限り青島ノ平和維持ノ爲努力シ居ルニ付、我居留民ハ冷靜ニ業務ニ従事セラレ度イ云々ノ「ステートメント」ヲ發表シタ。而シテ右ハ二十五日支那側各新聞ニ譯載セラレタカ、青島時報ハ同日附ノ社説テ左ノ通り論評シタ。

下村司令官ノ談話ハ吾人モ贊成テアルカ、嘗テ孫文カ日本ニ赴キタル際、大亞細亞主義ヲ提唱シ不平等條約撤廢ニ日本ノ援助方ヲ請ヒ一部ノ人カラ贊同ヲ得タルニ拘ラス、其ノ後日本ハ支那ニ壓迫ノミヲ加ヘタ爲、折角親日ノ手ヲ伸ハシ度クモ其ノ機會スラ與ヘ呉レナカッタ。抗日ハ一種ノ自衛手段テ、日本ヲ排斥スルノテハナイ、即チ日本カ支那ニ戰爭ヲ仕掛ケ來ル故之ニ應戰シタ譯テアル。若シ日本カ外交手段ニ依リ誠意ヲ示シテ正式談判シ合理的

解決ヲ圖ルナラハ、抗ナル文字ハ無用ニ歸スルテアラウ、更ニ日
本ハ一步ヲ進メテ支那ヲシテ自由平等ノ域ニ達セシメテハ抗日ハ
直ニ親日ニ變ルテアラウ云々。

（Faint, mostly illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.)

支那

(1) 英支鐵道借款成立 (米紙)

七月三十一日ノ「ニューヨーク。タイムス」紙ハ、倫敦發特電トシテ對支七百萬磅鐵道借款成立ノ報道ヲ掲載左ノ如ク述ヘテ居ル。
「三十日支那政府ト中英公司 (上海)「チャイナ。フアイナンス。コーポレーション」ト關係アリ」トノ間ニ五分利附七百萬磅鐵道借款カ成立シタ第一回三百萬磅ハ倫敦ニ於テ近ク公募サルヘク石灘カラ廣東省梅縣ヘノ鐵道建設ニ使用サレル豫定テ、第二回四百萬磅ハ浦口カラ湖北省襄陽ヘノ鐵道建設ニ使用サレル豫定テアル、擔保ハ同鐵道カラノ收益及鹽稅テアルト言ハレル」

(2) 妨害國幣懲治暫行條例公布

國民政府ハ今回妨害國幣懲治暫行條例ヲ公布シタカ、右内容ハ(一)銀銅貨、銀條及銀器類ヲ密輸出セル者(二)銀銅貨銀條ヲ熔解セル者(三)銀

(5) 廣東市ニ於ケル「コレラ」病ノ状態

廣東市ニ於ケル「コレラ」ノ發源地ハ海南島ノ海口ト言ハレ、罹病者數ノ新聞ニ姓名ノ明記セラレタル者ノミニテモ既ニ二十數名ニ達スルカ、實際ハソレヨリモ多數デアル。

蘇聯邦

(1) 極東間諜大量銃殺

七月四日「ハバロフスク」市發行「チホオケヤンスカヤ。ズウエズダ」紙ハ雜報欄ニ最高裁判所軍事部巡回裁判ハ「スワボードヌイ」市（黒龍鐵道管理局所在地ナリ、尙裁判ノ日時不明）ニ於テ極東諸鐵道ニ在リテ外國諜報機關ニ對シ常習的ノ機密情報ヲ與ヘ蘇政權指導者ニ對スル「テロ」行爲ヲ企テ人的犠牲ヲ伴フ列車顛覆ヲ計畫シ蘇聯國防能力毀損ノ目的ヲ以テ加害及後方擾亂ノ行爲ヲ行ヒ並ニ某外國ノ蘇聯攻撃ニ際シ之ニ直接援助就中鐵道線ノ破壊、設備ノ爆破及放火、水源ノ撤毒等ノ方法ヲ以テ援助スルノ目的ヲ有シタ「トロツキー」派「テロ」並ニ間諜及後方擾亂團體ノ參加者及指導者等ニ關スル事件ヲ審理シ右團體ノ參加者「レシエドコ」以下六十二名ヲ銃殺ノ刑ニ處シタ。

更ニ七月十日ノ「チホオケヤンスカヤ。ズウエズダ」紙ハ最高裁判

ニシテ而モ「ソヴィエト」聯邦ニ多大ノ危険ヲ招來スヘキ所以ヲ
認識シ資本主義ト共產主義トノ何レカラモ等シク離レテ居ル一種
ノ文明專制主義ヲ樹立セントシテ居ル。然シ上述ノ思想ト信條ト
ハ正シク「ロシア」革命ヲ成就シタ舊「ボルシエヴィキ」ノ舉ス
ル所テアリ、理窟ヲ説イテ彼等ヲ改宗サセルコトハ出來ルコトテ
ハナイ、從テ「スターリン」ハ處刑、追放、能免ノ舉ニ出テサル
ヲ得ナイノタ。然シ「スターリン」ハ其ノ權力確立ノ爲右虐殺方
法ノ外ニ更ニ他ノ方法ヲ執ロウトシテ居ル新憲法ト新選舉法トカ
夫レタ。

抑々「ロシア」革命ハ軍隊ヲ別トスレハ主トシテ労働者ニ據リ且
ツ労働者ノ爲ニ行ハレタ「労働」ナル名稱ハアツテモ農民ハ労働
者ノ道具トシテ使用サレタニ過キヌ。從來ノ選舉テハ農民ハ都市
労働者又ハ知識階級出身者ヲ選舉スル様強制サレテキタカ、今秋
實施サルヘキ新憲法及新選舉法ハ普選、秘密投票制ヲ採用シ農民
ニ其ノ政治上ノ重要性ニ該當スル政治的勢力ヲ與ヘルコトトナツ
タ。「スターリン」ノ眞意ハ労働者及知識階級ニ對抗シ農民ノ勢

力ヲ利用シ様ト言フニアル。「ソヴイエト」ノ内政ハ他國民ノ取テ介入スヘキ所テハナイカ、右ノ諸處置カ世界均衡ノ「フアクター」トシテノ「ソヴイエト」ノ權威ヲ強固ナラシメルモノテナイ事實タケハ認メサルヲ得ナイ。「ポーランド」國境守備ノ重任ニ當ル將軍達ヲ一網打盡ニ檢舉シタ結果、西方ニ對スル赤軍ノ坑壕的防禦的價值カ大イニ失墜シタコトモ否定出來ヌ、「ソヴイエト」ノ事情ヲ西方ノ觀念テ律スルコトハ誤テアルカ今回ノ事件ニ依リ「ソヴイエト」ハ階級制度ヲ維持シツツ強力ナ文明專制主義國トナリ「フアシズム」乃至國家社會主義的政体ヲ採ルコトニナルノテハナカラウカ。

又二十七日ノ「エコ。ド。バリ」紙外報部長「ベルチナツクス」ハ「反抗者ト戦フ獨裁者「スターリン」」ト題シ外交上カラ見タ蘇聯邦ノ清黨工作ノ意義及影響ヲ次ノ様ニ論シテ居ル。

一九三六年八月ノ「ジノヴィエフ」等ノ處刑ニ始ツタ蘇聯邦ノ清黨工作ハ今尙依然トシテ續ケラレテ居ルカ、最重要ナノハ「トハチエフスキ」元帥ヲ始メ八將軍ノ死刑テアツタ。夫レハ外交上

何ヲ意味スルカ。革命以來世界革命論ト一國社會主義論トノ理論
闘争ハ直接蘇聯邦ノ外交方針ニ影響シテ來タカ、一九三三年「ヒ
トラト。ドイツ」ノ出現シタ後之ニ對抗スル爲「スターリン」カ
西歐諸國トノ協力政策ニ轉スルヤ暫ク鳴ヲ靜メテ居タ、即チ獨逸
ト手ヲ澁リ之ヲ使喚シテ冒險ヲ敢テセシメヨウト云フノテアル。
「ト」元帥ハ其ノ最後の目標カ他ノ世界革命論者ト同様カ否カハ
明カテナイカ此ノ種獨蘇提揚ノ主張ニ於テ異ナル所ナカツタ。斯
クテ彼ハ軍隊内ニ於ケル政治部ヲ廢止セシメ又其ノ程度コソ不明
タカ、兎ニ角獨逸國防軍ト極秘裡ニ接觸シタ。何レニセヨコンナ
「スターリン」政策反對カ其ノ清黨工作ノ原因テアルカ、清黨ニ
當リ右ノ政策的見地ノ他個人的感情カ混シテ居タコトモ疑ナイ。
從テ清黨ノ結果ハ「スターリン」ノ獨裁的色彩ヲ益々濃厚ニシタ
カ一方其ノ國際的影響トシテハ「コミンテルン」カ從來ノヤウニ
蘇聯邦ニ於ケル社會主義ノ成功ヲ宣傳シ得ナクナツタコトハ明カ
テアル。但シ蘇聯邦ノ今後ノ政策ニ關シテハ各國ノ豫想ハ一様テ
ハナイ、蓋シ「スターリン」ノ獨裁的色彩強化カ直ニ其ノ外交政

何ヲ意味スルカ。革命以來世界革命論ト一國社會主義論トノ理論
闘争ハ直接蘇聯邦ノ外交方針ニ影響シテ來タカ、一九三三年「ヒ
トラト。ドイツ」ノ出現シタ後之ニ對抗スル爲「スターリン」カ
西歐諸國トノ協力政策ニ轉スルヤ暫ク鳴ヲ靜メテ居タ、即チ獨逸
ト手ヲ澁リ之ヲ使喚シテ冒險ヲ敢テセシメヨウト云フノテアル。
「ト」元帥ハ其ノ最後の目標カ他ノ世界革命論者ト同様カ否カハ
明カテナイカ此ノ種獨蘇提揚ノ主張ニ於テ異ナル所ナカツタ。斯
クテ彼ハ軍隊内ニ於ケル政治部ヲ廢止セシメ又其ノ程度コソ不明
タカ、兎ニ角獨逸國防軍ト極秘裡ニ接觸シタ。何レニセヨコンナ
「スターリン」政策反對カ其ノ清黨工作ノ原因テアルカ、清黨ニ
當リ右ノ政策的見地ノ他個人的感情カ混シテ居タコトモ疑ナイ。
從テ清黨ノ結果ハ「スターリン」ノ獨裁的色彩ヲ益々濃厚ニシタ
カ一方其ノ國際的影響トシテハ「コミンテルン」カ從來ノヤウニ
蘇聯邦ニ於ケル社會主義ノ成功ヲ宣傳シ得ナクナツタコトハ明カ
テアル。但シ蘇聯邦ノ今後ノ政策ニ關シテハ各國ノ豫想ハ一様テ
ハナイ、蓋シ「スターリン」ノ獨裁的色彩強化カ直ニ其ノ外交政

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

策安定ヲ意味スルモノナイカラタ。英、佛トシテハ夫レカ獨蘇
提携ニ變リ好戰國獨逸ニ蘇聯邦ノ資源ヲ利用サレルヤウナコトカ
ナキヨウ成行ヲ監視スル外ハナイ、「ポーランド」外相「ベツク」
氏ハ此ノ機會ヲ利用シテ羅馬尼亞ヲ誘ヒ蘇聯邦ニ對抗スル外交共同
戦線ヲ布クニ至ツタカ、之ハ其ノ動機ノ如何ヲ問ハス獨蘇接近ヲ
招來スル惧カアル。

(3) 選舉法改正要點

蘇聯邦中央執行委員會幹部會ハ、七月一日附テ同幹部會委員會カラ提出ノ蘇聯邦最高會議員選舉法案ヲ採擇スルト共ニ、之カ審議ノ爲、七月七日第七回「ソヴイエト」大會中央執行委員會第四次會議ヲ召集スヘキ旨ヲ決定公布シ、右選舉法案ハ二日ノ新聞紙上テ發表サレタ。

前記中央執行委員會會議ハ豫定ノ通り七日開催、「ヤコヴレフ」ノ宣傳的報告演説ニ續キ若干議員ノ贊成演説カアツタ後、九日ニ至リ同法案第百八條ノ「選舉區ノ投票者數カ選舉權者數ノ半ニ達シナイ場合ハ第一回ノ選舉後一箇月半以内ニ再選舉ヲ行フヘキ旨」ノ規定ヲ一二週間以内ニ行フコトト修正シタルノミテ他ハ原案通り採擇可決シ會議ハ閉會トナツタ。本選舉法ハ新憲法ノ規定ヲ敷衍シ、努メテ民主主義（「デモクラシー」）ヲ宣傳セント企圖セルモノデアル。右選舉法ハ十日「イズヴェスチャ」紙テ公布サレタカ、全文百十二條ヨリ成リ、普通、平等、直接、且祕密投票ヲ原則トシ、婦女

十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
一百、

子及軍人ニモ選舉權被選舉權ヲ確保シ（第一條乃至第五條）、候補者ハ各選舉區毎ニ舉ケラレ（第六條）、聯邦會議員ノ選舉區ハ人口三十萬八毎ニ設ケラレ（第二十一條）、民族會議員ノ選舉區ハ聯邦共和國毎ニ二十五區、自治共和國毎ニ十一區、自治州毎ニ五區、民族管區毎ニ一區ヲ設ク（第二十二條）ルモノトシ、各選舉區ハ何レモ一議員ヲ選出スル（第二十一條及第二十二條）、投票計算其ノ他ノ爲更ニ聯邦、民族兩會議員選舉ニ共通ノ選舉分區ヲ置ク（第二十五條）、候補者擁立ノ權利ハ、公共機關及勤勞者團體即チ共產黨機關、職業同盟、「コーペラチフ」青年機關、文化團體、其ノ他法規ニ定ムル手續ニ依リ登録サレタ機關ニ保障セラレ（第五十六條）、右權利ハ前記公共機關及勤勞者團體ノ中央機關ノミナラス其ノ共和國、地方、州及區機關並ニ各企業ノ勤勞者從業員總會各軍部隊兵士總會各「コルホーズ」農民總會、各「ソソホーズ」勤勞者從業員總會之ヲ實行ス（第五十七條）、選舉期日三十日以前迄ニ各團體及機關ハ當該選舉區選舉委員會ニ候補者ヲ登録スヘク（第五十九條）、

同委員會ハ候補者ノ氏名、年齢、職業、黨派別及候補者擁立機關名ヲ選舉二十五日前迄ニ公表ス(第六十五條)、各候補者擁立機關及各個人ハ右候補者ノ爲集會、新聞雜誌其他ニ於テ支障ナク宣傳ヲ爲シ得(第七十條)、選舉ハ全國同一ニ行ハルヘク(第七十一條)、投票總數ノ過半數ヲ得タ者ヲ當選者ト爲シ(第一百四條)、若シ過半數ヲ得タル者カナイトキハ比較(的)多數ヲ得タ二名ニ對シ二週間以内ニ決戦投票ヲ行ヒ(第一百七條)、又投票者總數カ選舉權者總數ノ半ニ滿タナイ場合ハ、當該選舉區ニ於テ二週間以内ニ再選舉ヲ行フコトトシ(第一百八條)、買收其ノ他ノ不正行爲カアル者ニ對シ懲役二年、又選舉委員會役員ニシテ不正アル者ニ對シ懲役三年ノ刑ヲ科スルコトトシタ(第一百十一條及第一百十二條)モノテアル。

(4) 英蘇海軍協定

七月十八日各紙ハ十七日「ロンドン」ニ於テ英蘇海軍協定署名セラレ同時ニ英獨海軍協定署名セラレタ旨報道シ、尙右英蘇協定ハ主要

軍艦ノ質的制限及延繼ニ關スル情報交換ニ付規定シ、尙獨逸モ亦同
様ノ義務ヲ負ヘスルコト、及日蘇間ニ當該問題ニ關スル特殊ノ協定
締結セラレサル間所定ノ義務ハ極東蘇海軍ニ適用セラレサルヘキコ
トノ蘇海軍指示ノ條件ヲ考量シテコレヲ書留メタ。英蘇海軍協定ハ英
獨海軍協定ノ効力發動ト同時ニ効力ヲ發生スルテアラウ。

(5) 蘇土益々親善

「トルコ」外務大臣「テフイク。リュシチュ。アラス」ハ「イラン」
ヨリ十三日、又同國內務大臣「シユクリユ。カヤ」、國民議會議員
「アバク」及「シエン。オザン」ハ西歐ヨリ十二日夫々「モスクワ」
ニ到着シタカ、右ニ關シ十二日ノ「ブラウダ」紙ハ蘇聯邦ト「トル
コ」ト題シ大要左ノ論說ヲ掲ケ同日ノ「イズヴェスチヤ」紙亦略同
趣旨ノ歡迎論說ヲ掲ケタ。

侵略的國家ニシテ「トルコ」國ト親交ヲ保ツハ同國ヲ自己ノ侵略
目的ニ利用センカ爲テアル、又或期間戰爭ヲ欲セサル帝國主義國

ニシテ「トルコ」ト政治的協調ヲ保チ一般平和及集團的安全保障
ニ協力スルモノアリトスルモ右ハ專ラ爲ニセントスルモノテアル。
眞ノ平和主義ニ立脚シテ「トルコ」ト親善關係ヲ結ビ居ルハ蘇聯
邦ノミニシテ歐洲ノ侵略主義國ハ此ノ蘇土親善關係ノ破壊ヲ企ツ
ルコト一再ナラサルモ、右ハ親善關係ヲ維持増進セントスル兩國
政府ノ強キ意思ノ爲ニ失敗ニ歸シツツアル。今次ノ土國政府要人
ノ來訪ハ、右親善關係ニ關スル新ナル「デモンストレーション」
トシテ大ナル政治的意義ヲ有スル。

尙兩大臣一行ハ七月十六日「モスクワ」發歸國ノ途ニ就イタカ十七
日當地各新聞ハ右兩大臣カ蘇側要人ト國際問題ニ關シ友好的ニ意見
ノ交換ヲ行ツタ結果トシテ左ノ如キ「コンミュニケ」ヲ發表シタ。
「過去十六年間ノ蘇土親善關係ハ兩國間及多邊的ニ締結サレタ條約
協定ニ依リ鞏固トナリ、斯ル長年月ニ亘ル國際生活ノ各種試練ニ
克チ得テ兩國ノ利害關係ニ取り全ク貴重テアツタコトヲ實證シタ。
三、右利害關係ニ鑑ミ現在ノ關係ハ兩國ノ對外政策ノ強化不變ノ要素

トシテ今後モ保持セララルヘキモノテアル。

三、蘇土親善ハ世界平和ノ要因ニシテ右親善ノ維持及増進ハ平和ニ貢獻ス。

四、侵略者ノ惹起シタ不安ナル國際現狀ノ結果、平和ヲ希望スル諸國ハ平和、不可分、集團的安全ノ基礎ニシテ平和及全世界ノ安全維持ノ爲特別ノ配慮ヲ負擔スヘキモノテアル。

五、蘇土親善相互信賴關係、平和及聯盟ノ諸主義ニ對スル信奉並ニ平和力ノ基礎ヲ援助シ侵略力ヲ支持煽動シナイ決心ハ平和力強化ノ爲兩國間ニ有效ナル協力ヲ爲ス素地ヲ作ルモノテアル。

尙十五日「ストモニヤコフ」外務次長及「トルコ」大使ノ間ニ兩國間國境紛争處理解決ニ關スル協定調印セラレタ旨諸新聞ニ發表セラレタ。

人モ「ヒットラー」及「ケツベルス」ノ反蘇宣傳ヲ知レル者ハ右正
常關係ヲ認メ得ヌテアラウ。又不干涉問題ニ關スル言明ノ如キモ、
吾人ハ獨逸官廳カ右言明ヨリ必要ナル結論ヲ引出サンコトヲ望マサ
ルヲ得ヌ、彼等ハ果シテ蘇聯内ニ於ケル其ノ諜報工作及手先ノ活動
等ヲ停止シ、西班牙ヨリ目國軍隊ヲ召還スルノ用意アリヤ、將又埃
太利、波牙利、羅馬尼及北米等ニ於ケル其ノ干涉行爲ヲ停止スヘキ
ヤ、是レ吾人ノ知ラント欲スル所テアル云々ト論評シタ。

(8) 小協商諸國ノ動向ニ不安

蘇聯邦ハ近時小協商諸國ノ動向ニ關シ不安ト不滿ノ意ヲ抱キ居リ、
現ニ七月十九日ノ「ブラウダ紙」ハ「チエコスロワキヤ」内閣ノ更
迭ニ關聯シ大命ハ再ヒ前首相ニ降リタル處其ノ所屬スル農民黨ノ右
派ハ内政ニ於テハ社會黨ヲ退出シテ「ヒットラー」ノ代辯タル「ヘン
ライン」ノ黨ヲ引入レントシ、外政ニアリテハ獨逸、伊太利ニ接近
シ獨逸人民政線ヲモ毛嫌ヒシ蘇、「チ」相互援助條約ニ反對セント
スルモノテ、要スルニ今時ノ政變ハ同國反動勢力ノ力試シナリトノ
論評ヲ為ケタカ、翌二十日ノ同紙ハ更ニ「ルーマニヤ」ノ政策ヲ改

51

察シ、最近頻繁ニ行ハレタ波蘭、羅馬尼亞、ソビエトハ集團的安全保障ニ付
始ト胸ルルコトナク、右曾談ノ結果ハ他ノ小協商國殊ニ致國ト羅馬尼
トノ關係ヲ弱メ、羅馬尼亞ト節節トノ協力ヲ終止シ、反蘇的政策ヲ強
化セントスルニ外ナラヌ、即チ波蘭、羅馬尼亞間ニハ小協商ノ解體及
致國ノ孤立ニ關スル問題、並ニ蘇聯邦西歐國境ニ沿フ所謂「防疫」
地區ノ設定問題ニ付論議セラレタル處ノ邊、右地區ノ設定ハ致國力
増進ヨリ侵略セラレタ場合事實上蘇俄援助利ノ適用ヲ困難ナラシ
ムルコトヲ目的トスルモノテアル。而シテ羅馬尼亞ハ示威的ニ反蘇的
傾向ヲ明カニシ居レル處、吾半末ニ於ケル帝政時代ノ在「ブカレス
ト」露西亞公使「ホクレフスキ」。ゴジヨール」ニ對スル致勸、羅
馬尼亞帝力過激致國名譽軍隊ノ地位ヲ損ラレタ際同聯隊ニ與ヘタ
ル訓示ノ反蘇的言辭ニ兩アタリシコト、蘇羅國境事件力近來増加セ
ルコト等其ノ適例テアル、未確定ノ國境ヲ有スル同國ノ利益ト斯ル
冒險政策トハ決シテ相一致スヘカラサルコト（處？）早ケレハ早キ
程同國及歐洲平和ノ爲ニ可ナリト論シテ居ル。

(9) 武裝越境者ヲ射殺

七月二十四日ノ各紙ハ「タス」通信トシテ七月五日蘇波國境「ウツキー」國境部隊管區ニ於テ波蘭側ヨリ二名ノ武装越境者アリ蘇側警備隊ヨリ射撃セラレテ交戦トナリ、兵ノ結果兩名射殺セラレタカ、屍體ヨリ間諜資料、銃器及身許ニ關スル書類發見セラレ右書類ニ依リ一名ハ波蘭國境警備隊「シマノフスキー」中尉ナルコト判明シタ、蘇側ニ死傷ナク本件ニ付波蘭外務省ニ抗議方同地蘇聯大使館ニ訓令濟ナリト報シテ居ル

(10) 北極經由訪米飛行續行

其ノ後桑港諸新聞ハ、蘇聯政府カ第二次及第三次北極經由訪米飛行ヲ行フ由ヲ報シ來ツタカ「ミハエル。グロモフ」外二名ノ搭乗セル飛行機（第一次蘇米飛行使用機ノ姉妹機タイフ）ハ七月十一日午後四時二十三分（太平洋標準時）「モスクワ」出發、十四日午前桑港着陸ヲ豫想サレテ居タカ、同日夜半桑港上空ヲ通過ノ上、午前六時三十分維村ノ東南方約五十哩ノ「サン。ジャシント」ニ着陸セル

趣テアル。

尙同機ハ「モスクワ」發後七月十二日午後四時十五分北極通過、十三日夜半桑港、維府ノ上空ヲ通過ノ上「サン。デイエゴ」上空ニ到達シタカ、濃霧ノ爲着陸地ヲ發見シ得ズ、流氷ヲ變シ、「サン。ジヤシント」ニ着陸セルモノノ由テ、積氷陸六六八哩ヲ六十二時間十七分テ飛行シ、從來ノ世界長距離飛行記録ヲ破ツタモノトシテ米國航空界ノ注意ヲ惹イタ。

(11) 駐日全權代表

哈爾濱「ソグイェト」總領事「スラウツキー」ハ七月二十七日ヲ以テ駐日全權代表ニ任命セラレタ。

米 國

(1) 英米關係ノ今後 (米紙)

七月二十一日ノ紐育「タイムズ」ハ「イーデン」外相ノ演説ト題シ英米兩國關係ヲ次ノ如ク論シタ。

「イーデン」外相ノ外交政策ニ關スル七月二十日ノ演説中、米國ニ直接關係アルモノトシテハ、華府ヲ進行中ノ英米通商協定交渉ニ關スルモノカアル。氏ハ「ハル」國長官ニ呼應シテ國際的、政治的緊迫ヲナクスル最上ノ方法ハ通商障礙ノ除去ニアル旨、及從來英米通商協定ヲ妨ケテ居タモノハ「オタワ」特惠制度ヲ、最近英米通商協定モ各自治領ハ其ノ變更ニ反對シテ居タカ、今ヤ自治領モ其本國ノ對米互惠通商協定交渉ヲ支持スル旨ヲ表明シタ。

濠洲及新西蘭モ其ノ後華府ト協議ヲ續ケ終ツタ結果、今ヤ「カナダ」ニ倣ツテ各々獨自ニ米國ト通商協定ヲ締結スル機運ニ向ツテ居ル様タ。最近ノ英米友好關係強化ノ空氣ハ協定成立ヲ一歩々々ト助けテ居ル。

(2) 米蘇通商協定更新交渉

55

七月十五日ノ「ジャーナル・オブ・コンマース」ハ、現行米穀間特別通商協定（七月十三日満期）更新ニ關スル交渉力目下兩院間ニ進行中ナル旨ノ「ハル」長官ノ發表ヲ報シタ。

(3) 六補助艦建造案兩院通過

七月九日米國下院ハ本年補助艦六隻建造ニ關スル上院案ヲ可決シタ。

(4) 新戰艦備砲十六吋

七月十日國海省ハ新主力艦二隻ニハ十六吋砲ヲ搭載スルコトトナルヘキ旨公表シタ。

5

秘

(欲傍参考用ニ付キ取扱注意アリタシ)

簡報部第三課

北支事變ニ關スル各國新聞圖報概要 (十八)

昭和十二年八月七日

北支事變ニ關スル各國新聞圖報概要
 昭和十二年八月七日
 第一頁
 北支事變ニ關スル各國新聞圖報概要
 昭和十二年八月七日
 第一頁
 北支事變ニ關スル各國新聞圖報概要
 昭和十二年八月七日
 第一頁